

令和 6 年

第 1 回新居浜市議会定例会追加議案

令和 6 年 3 月 7 日

第 1 回 新 居 浜 市 議 会 定 例 会 追 加 議 案 目 次

番 号	件 名	ページ
議案第 3 4 号	財産の取得について	3
議案第 3 5 号	財産の取得について	5
議案第 3 6 号	新居浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	7
議案第 3 7 号	新居浜市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	1 1
議案第 3 8 号	新居浜市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	1 3

議案第34号

財産の取得について

財産を次のとおり取得する。

令和6年3月7日提出

新居浜市長 石川 勝行

- | | |
|----------|--|
| 1 取得の物件 | 新居浜市学校給食センターコンテナ一式 |
| 2 取得の目的 | 老朽化したコンテナ等の厨房機器を更新し、適正な学校給食の実施を図るため |
| 3 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 4 取得価格 | 6,325万円 |
| 5 契約の相手方 | 松山市余戸東一丁目10番地
四国厨房株式会社
代表取締役 宮田 幸重 |

提案理由

新居浜市学校給食センターコンテナ一式を取得するため、新居浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、本案を提出する。

参照条文

新居浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
(抜 粋)

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければなら
ない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買
入れ若しくは売払い(土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係
るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

議案第35号

財産の取得について

財産を次のとおり取得する。

令和6年3月7日提出

新居浜市長 石川 勝行

- | | |
|----------|---|
| 1 取得の物件 | 新居浜市学校給食センター食缶一式 |
| 2 取得の目的 | 食缶を更新し、適正な学校給食の実施を図るため |
| 3 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 4 取得価格 | 1,958万99円 |
| 5 契約の相手方 | 松山市北井門二丁目12番7号
日本調理機株式会社松山営業所
所長 山本 稔 |

提案理由

新居浜市学校給食センター食缶一式を取得するため、新居浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、本案を提出する。

参照条文

新居浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
(抜 粋)

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければなら
ない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買
入れ若しくは売払い(土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係
るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

議案第36号

新居浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年3月7日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例

新居浜市国民健康保険条例（昭和35年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第7条の3の見出しを「（基礎賦課総額）」に改め、同条各号列記以外の部分中「うち一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る」を「うち」に改め、同条第1号ア中「費用（一般被保険者に係るものに限る。）」を「費用」に改め、同号イ中「附則第22条」を「附則第7条」に、「県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの」に限り、県」を「県」に改め、同号カを次のように改める。

カ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）の額を除く。）

第7条の3第2号イ中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号ウ及びエを次のように改める。

ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険給付費等交付金の額

エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

第8条の見出しを「（基礎賦課額）」に改め、同条中「うち一般被保険者に係る」を「うち」に、「属する一般被保険者」を「属する被保険者」に、「世帯別平等割額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）」を「世帯別平等割額」に改める。

第9条の見出しを「（基礎賦課額の所得割額の算定）」に改め、同条第1項中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第10条の見出し及び同条第1項各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る基礎賦課額」を「基礎賦課額」に改め、同項第2号中「一般被保険者均等割」を「被保険者均等割」に、「一般被保険者の」を「被保険者の」に改め、同項第3号ア中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第10条の2を次のように改める。

（基礎賦課限度額）

第10条の2 第8条の基礎賦課額は、65万円を超えることができない。

第10条の3から第10条の6までを削る。

第11条の見出しを「（後期高齢者支援金等賦課総額）」に改め、同条各号列記以外の部分中「うち一般被保険者に係る」を「うち」に改め、同条第1号中「部分であって、県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの」を「部分」に改め、同条第2号ア中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号イ中「収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた）」を「収入（」に改める。

第11条の2の見出しを「（後期高齢者支援金等賦課額）」に改め、同条中「属する一般被保険者」を「属する被保険者」に、「世帯別平等割額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）」を「世帯別平等割額」に改める。

第11条の3の見出しを「（後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定）」に改め、同条中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第11条の4の見出し及び同条第1項各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る後

期高齢者支援金等賦課額」を「後期高齢者支援金等賦課額」に改め、同項第2号及び第3号ア中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第11条の5を次のように改める。

（後期高齢者支援金等賦課限度額）

第11条の5 第11条の2の後期高齢者支援金等賦課額は、24万円を超えることができない。

第11条の6から第11条の9までを削る。

第12条第2号ア中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号イ中「収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた）」を「収入（）」に改める。

第15条中「、第10条の2、第11条の2若しくは第11条の5」を「若しくは第11条の2」に改める。

第16条第1項各号列記以外の部分中「第8条又は第10条の2」を「第8条」に改め、同項第2号中「29万円」を「29万5,000円」に改め、同項第3号中「53万5,000円」を「54万5,000円」に改め、同条第3項中「第8条又は第10条の2」を「第8条」に、「第11条の2又は第11条の5」を「第11条の2」に、「22万円」を「24万円」に、「第2項」を「前項」に改め、同条第4項中「第8条又は第10条の2」を「第8条」に改める。

第16条の3第1項中「第10条又は第10条の4」を「第10条」に改め、同条第3項中「第10条又は第10条の4」を「第10条」に、「第11条の4又は第11条の7」を「第11条の4」に改め、同条第4項第1号中「第10条又は第10条の4」を「第10条」に改め、同条第6項中「第10条又は第10条の4」を「第10条」に、「第11条の4又は第11条の7」を「第11条の4」に改める。

第16条の4第1項中「第8条又は第10条の2」を「第8条」に改め、同条第3項中「第8条又は第10条の2」を「第8条」に、「第11条の2又は第11条の5」を「第11条の2」に、「22万円」を「24万円」に改め、同条第4項及び第5項中「第8条又は第10条の2」を「第8条」に改め、同条第7項中「第8条又は第10条の2」を「第8条」に、「第11条の2又は第11条の5」を「第11条の2」に、「22万円」を「24万円」に改め、同条第8項中「第8条又は第10条の2」を「第8条」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の新居浜市国民健康保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

提案理由

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険料の後期高齢者支援金等賦課限度額及び軽減措置の判定基準の見直しを行うため、並びに国民健康保険法の一部改正により、退職者医療制度が廃止されることによる所要の条文整備を行うため、本案を提出する。

議 案 第 3 7 号

新居浜市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年3月7日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

新居浜市介護保険条例の一部を改正する条例

新居浜市介護保険条例（平成12年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第38条
第1項第1号に掲げる者 34,300円
- (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 51,700円
- (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 52,100円
- (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 68,000円
- (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 75,600円
- (6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 90,700円
- (7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 98,200円
- (8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 113,400円
- (9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 128,500円
- (10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 143,600円
- (11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 158,700円

(12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 173,800円

(13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 181,400円

第5条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度までの各年度」に、「22,600円」を「21,500円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度までの各年度」に、「22,600円」を「21,500円」に、「37,800円」を「36,600円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度までの各年度」に、「22,600円」を「21,500円」に、「52,900円」を「51,700円」に改める。

第7条第3項中「第39条第1項第1号イ」を「第38条第1項第1号イ」に、「又は第9号ロ」を「、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロ」に、「令第39条第1項第1号から第9号まで」を「同項第1号から第12号まで」に改める。

第16条ただし書中「地方税法」を「地方税法（昭和25年法律第226号）」に改める。

附則第6条中「租税特別措置法」を「租税特別措置法（昭和32年法律第26号）」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の新居浜市介護保険条例の規定は、令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

提案理由

新居浜市介護保険事業計画の見直しに伴い、介護保険法施行令等の改正を踏まえた保険料率等の改定を行うため、本案を提出する。

議案第38号

新居浜市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年3月7日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

新居浜市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「8,900円」を「9,100円」に改める。

別表中

「

円 12,440	円 13,320	円 14,200
円 10,670	円 11,550	円 12,440
円 8,900	円 9,790	円 10,670

」を

「

円 12,500	円 13,350	円 14,200
円 10,800	円 11,650	円 12,500

9, 100	9, 950	10, 800
--------	--------	---------

」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第5条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた新居浜市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

提案理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、消防団員等に対する公務災害補償に係る損害補償の補償基礎額を改定するため、本案を提出する。